

市川市 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

事業概要

目的	はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成し被施術者の経済的負担の軽減並びに健康保持増進に資することを目的とする。
対象者	65歳以上の市民および身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた18歳以上の市民で申請時に 市民税個人非課税者 であること。
交付枚数	<u>年間 24 枚</u> を限度に交付 (申請月から3月までの月数×2枚)
助成額	助成券1枚につき 1,000円
取扱窓口	介護福祉課 行徳支所 介護福祉相談窓口 大柏出張所 南行徳市民センター 市川駅行政サービスセンター

助成券の取扱について

- 助成券の、月の使用制限はありません。(1 施術につき 1 枚まで有効)
※はり・きゅう・マッサージ施術は、それぞれ併用する場合でも 1 施術とします。
- 助成券は**本人確認**のうえ受け取ってください。
また、氏名欄は利用者本人が記入してください。
- 他に譲渡された助成券は使用できません。
- 市外転出者の使用はできません。(市内居住の確認)
- 保険の適用および生活保護法の適用により施術を行う場合は、利用できません。
- 助成券は、1 施術に対し 1 枚を利用者から受領してください。
なお、利用者から助成券を預かることは絶対にしないで下さい。
※一部利用者から「施術所での助成券の預かり」の報告があります。
不正な利用があった場合は、施術所の登録から抹消いたします。
- 市に登録された施術所・施術者（出張業務）以外では、使用できません。
同様に、市に登録している施術担当者以外の施術行為は助成対象として認めません。(施術担当者の登録)
- 助成券の施術担当者欄は、市に登録している施術担当者が記入してください。

施術費の請求について

- 前月に実施した施術の請求は、毎月 10 日までに次の書類を添えて、介護福祉課に提出または郵送してください。なお、10 日が土・日・祝日にかかる場合は直前の平日が期限になります。
 - ① 助成券 (第 2 号様式) ※利用者ごとに揃えてください。
 - ② 施術費請求書 (第 9 号様式)
 - ③ 施術明細書 (第 10 号様式)
 - 支払いが遅れたものに関しては、介護福祉課までご連絡ください。
 - 振込銀行を変更する場合には、直ちに介護福祉課までご連絡ください。口座振替申出書を提出していただく必要があります。
- ※ 3 月分の請求は予算執行の最終月となるため、4 月 10 日 (10 日が休日の場合は直前の平日) を過ぎたものについてはお支払ができませんので、特に期日を厳守してください。

施術所 (者) 登録については登録手順をご確認ください。

